

2018年2月1日

2019年度認定基準改定の趣旨と要点

一般社団法人 日本技術者教育認定機構

一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)では、2019年度からの適用を予定して認定基準及び認定・審査関連文書の改定作業を進めています。昨年11月には基準改定案についてのパブリックコメントを実施し、皆様からいただいた多数のご意見を改定基準作成の参考とさせていただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

このたび認定基準の改定版(共通基準及び基準2.1に対する個別基準)がまとまりましたので公開いたします。なお、それ以外の個別基準につきましては、本年6月頃の公開を予定しております。

以下、2012年度改定基準から本改定基準への主な変更点と変更の趣旨についてご説明いたします(以下で、「現基準」は2012年度改定基準、「新基準」は2019年度改定基準を表します)。

1 改定適用年度

新基準は2019年度の認定・審査から適用いたします。

2 現基準から新基準への移行

現基準は2018年度の認定・審査まで適用します。新基準への移行に伴う経過措置は実施しません。したがって、2018年度以前の現基準を使用した認定・審査の結果、2019年度以降に中間審査又は再審査の時期が到来する場合でも、新基準を適用した認定・審査を行います。

これは、今回の改定は主に記述内容の整理・統合であり、新たに追加されたものはないため、「技術者教育認定に関わる基本的枠組」(以降、「枠組」)4.2にて定める『学士課程を対象とする認定の種別で4年度以内に、修士課程を対象に含む認定の種別で2年度以内に文書を公開した場合には、必要に応じて経過措置をとる』に定める経過措置の必要性がないと判断したためです。

3 改定の理由・目的：

これまでの認定・審査について、基準各項目に対する審査結果の推移、JABEEの認定審査関係委員会での議論・検討、およびプログラムや審査員へのアンケート結果等から、現基準に基づく認定・審査は審査項目が多いことできざまな悪影響が生じており、必ずしも望ましい状況とは言えないとの認識に至りました。加えて、以下のようなJABEE以外での動向にも留意しました。

- (1) JABEE の技術者教育認定に関する検討委員会「JABEE の技術者教育認定の在り方について」

http://www.jabee.org/outline/kento_mext/

- ① 審査方法の在り方：大学機関別認証評価機関とも連携し、認証評価の際の資料等を共有するなど、重複を回避する審査を行うことで受審側の負担軽減を図る。
- ② 審査体制の在り方：(前略)ルールの変更点・審査の重要視点等の審査の観点についての体系的な研修を構築することで、審査員の質的向上を図る

- (2) 文部科学省「大学における工学系教育の在り方について(中間まとめ)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/081/gaiyou/1387267.htm

10. 工学系教育改革の考え方の共有

工学系教育改革を進める上で、関連する諸制度との関係も考慮する必要がある。まず、JABEE における技術者教育プログラム認定等においても、この工学系教育改革の趣旨を十分踏まえ、その認定基準等の見直しを進めることを求めたい。

- (3) 大学改革支援・学位授与機構「平成 30 年度実施分高等専門学校機関別認証評価自己評価実施要領」

- ① 重点評価項目 観点 1-1-④

「自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結びつけるような組織としての体制が整備され、機能しているか。」の【留意点】：

第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE による JABEE プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価でない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。

- ② 基準 8 専攻科課程の教育活動の状況のうち、評価の視点 8-1、観点 ①～⑥の【留意点】：

本評価書 I(1)4.において、JABEE 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

- (4) 大学改革支援・学位授与機構「3 巡目の大学機関別認証評価のポイント(検討案)」

http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/no6_1_1_daigaku3point_kentouan31.pdf

3. 教育課程の評価

他の第三者評価等(JABEE や日本医学教育評価機構、薬学教育評価機構等)が実施する専門分野別評価や国立大学法人評価、公立大学法人評価など)に係る資料や結果等の活用等、連携を明確化したこと

以上の検討結果および外部からの意見等に基づき、「枠組」4.1にて定める認定基準の基本方針により添うとともに、社会的・国際的により信頼される専門分野別認定を進め、かつ、高等教育機関の内部質保証に関する第三者評価としてより適切に機能することを目的として、以下の2点に留意し認定基準を改定いたしました。

- 「修了生のアウトカムズ保証を主眼とする教育の継続的改善システムが機能していること」をより重視した審査とする(「枠組」4.1(2)関連)
- 教育機関および JABEE 双方の審査の負荷を軽減し審査の質の向上につなげる(「枠組」4.1(4)(5)(6)関連)

また、認定基準改定に伴い、自己点検書への記載内容や審査方法を見直し、基準改定確定後に関連文書の改定を順次進めます。

4 改定の概要

- 認定の種別：変更なし。但し、高等教育機関や行政の動き等を踏まえ、学士・修士一貫プログラム等への対応は別途検討してまいります。
- 認定分野：変更なし
- 認定基準改定方針：
 - ① 基準小項目を現行認定基準より大幅に削減する。
 - ② 基準大項目(1~4)の枠組は変えない。
 - ③ 基準1: 学習・教育到達目標に含めることを求めている知識・能力観点(a)~(i)の大枠は変えない(文言の修正程度は必要に応じて行う)。
 - ④ 基準2: 小項目の整理・統合を行う。特に、プログラム単位での仕組みづくりや運営が難しいと思われる施設・設備等の教育環境や財源確保に関する取り組みは、プログラムにその影響が及んでいる場合には教育機関や部局等のより大きな教育単位での取り組みでも良いこととする(機関別認証評価の際の自己点検への活用に留意)。
 - ⑤ 基準3: 小項目の整理・統合を行う。その際、学習・教育到達目標を全ての履修生が達成していることをプログラムが確認していること、および、そのことにより知識・能力観点(a)~(i)の具体的な内容を達成していることをプログラムが説明できること、の2点を重視した審査が行えるようにする(アウトカムズ評価の重視)。
 - ⑥ 基準4: 小項目の整理・統合を行う。特に、継続的な教育改善の仕組

みと運用に関しては、プログラムにその影響が及んでいる場合には教育機関や部局等のより大きな教育単位での取り組みでも良いこととする。

- ⑦ エンジニアリング系学士課程、エンジニアリング系修士課程、情報専門系学士課程に対する個別基準(必須事項):当該認定種別および認定分野のプログラムとしての適切な学習・教育の量の確保は、共通基準で十分審査可能と判断し、共通基準 2.1(1)に対する個別基準を撤廃する。同様に、建築系学士修士課程における共通基準 2.1(1)に対する個別基準から、学習・教育の量に関する記述を削除する(別途公開予定の改定個別基準に反映)。

以上